

災害対応の手引き資料集（令和３年２月３日版）

第 1	情報入手先等.....	2
1	おかやま防災ポータル（URL）	2
2	その他の防災気象情報の主な入手先（気象庁パンフレットより） .	2
3	岡山県内市町村のハザードマップ（URL）	3
4	避難行動要支援者名簿について	5
5	地域関係機関の問合せ先.....	9
第 2	地震	10
6	南海トラフ地震について.....	10
7	南海トラフ地震に係る地域指定	12
8	津波に対する避難検討の基本事項 ※	12
9	地震に伴う土砂災害に対する防災対応の考え方 ※	14
第 3	風水害・土砂災害	15
1 0	気象等の特別警報・警報・注意報などの防災気象情報について	15
1 1	大雨による主な災害.....	15
1 2	雨の量と想定される被害.....	16
1 3	風の強さと想定される被害	16
1 4	高潮による災害	17
第 4	災害対応チェックシート	17

第1 情報入手先等

1 おかやま防災ポータル（URL）

<http://www.bousai.pref.okayama.jp/bousai/?view=pc>

気象情報，台風情報，観測情報，避難情報，被害情報，用語解説，災害への備え方，防災カメラ，防災情報の外部リンク先，岡山県防災マップへのリンクなど防災に関する多種多様な情報を掲載しています。

2 その他の防災気象情報の主な入手先（気象庁パンフレットより）

●気象庁ホームページ

警報・注意報，台風情報，解析雨量など，気象庁が発表している防災気象情報は，気象庁ホームページで御覧になれます。

<https://www.jma.go.jp/>

●国土交通省防災情報提供センターの携帯電話用サイト

警報・注意報，気象情報，河川情報，降水ナウキャスト等を掲載しています。

携帯電話（フィーチャーフォン）での閲覧に適しています。

<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/i-index.html>

●気象会社の情報提供サービス

気象会社の中には，防災情報のウェブサイトを開設したり，電子メールによる防災気象情報の配信サービス等を行っているところがあります。

サービス一覧：<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/info/keitai.html>

●都道府県や市町村の情報提供サービス

自治体の中には，住民向けの防災ウェブサイトを開設したり，電子メールによる防災気象情報の配信サービス等を行っているところがあります。

サービス一覧：<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/info/jichitai.html>

●テレビ・ラジオ

ニュースや天気予報番組で気象の見通しや警報・注意報の発表状況が放送されています（テレビのデータ放送では常時放送）。

●緊急速報メール

気象等に関する特別警報を、携帯電話事業者を介して、携帯電話ユーザーに緊急速報メールで配信しています。

3 岡山市内市町村のハザードマップ（URL）

岡山市：（洪水・内水氾濫・土砂・津波・地震）

http://www.city.okayama.jp/category/category_00000132.html

倉敷市：（洪水・土砂・高潮・津波・地震）

<http://www.city.kurashiki.okayama.jp/dd.aspx?menuid=1870>

津山市：（洪水・土砂）

<http://www.city.tsuyama.lg.jp/index2.php?id=6556>

玉野市：（土砂・津波）

<https://www.city.tamano.lg.jp/site/bousai/list22-66.html>

笠岡市：（洪水・土砂，笠岡市全図）

<http://www.city.kasaoka.okayama.jp/soshiki/10/1381.html>

笠岡市：（洪水・土砂，笠岡諸島）

<http://www.city.kasaoka.okayama.jp/soshiki/10/1375.html>

笠岡市：（津波）

<https://www.city.kasaoka.okayama.jp/soshiki/10/1391.html>

井原市：（洪水・土砂）

<http://www.city.ibara.okayama.jp/docs/2016102600022/>

総社市：（洪水・土砂）

<http://www.city.soja.okayama.jp/kikikanri/kurashi/bousai/bousai-info.html>

高梁市：（洪水・土砂）

<https://www.city.takahashi.lg.jp/soshiki/102/bousaimappu.html>

新見市：（洪水・土砂）

https://www.city.niimi.okayama.jp/kurashi/kurashi_detail/index/101.html

備前市：（洪水・土砂・津波・地震）

<http://www.city.bizen.okayama.jp/kinkyu/index.jsp>

瀬戸内市：（洪水）

<http://www.city.setouchi.lg.jp/kurashi/kurashitetsuduki/bosaisaigaisyobou/bousaimap/hazardmap/1421908879879.html>

瀬戸内市：（土砂）

<http://www.city.setouchi.lg.jp/kurashi/kurashitetsuduki/bosaisaigaisyobou/bousaimap/hazardmap/1421908918750.html>

瀬戸内市：（津波）

<http://www.city.setouchi.lg.jp/kurashi/soshiki/kikikanribu/kikikanri/bousaimap/hazadommap/1417520593417.html>

赤磐市：（洪水・土砂・地震）

<http://www.city.akaiwa.lg.jp/kurashi/bosai/hazard/index.html>

真庭市：（洪水・土砂）

<http://www.city.maniwa.lg.jp/webapps/www/info/detail.jsp?id=2109>

美作市：（洪水・土砂）

<http://www.city.mimasaka.lg.jp/soshiki/soumu/kikikanri/1462153723350.html>

浅口市：（洪水・土砂・津波）

<http://www.city.asakuchi.okayama.jp/kurashi/bosai/map/index.html>

和气町：（洪水・土砂）

<https://www.town.wake.lg.jp/wakesum/wsBousai>

早島町：（洪水・土砂）

<http://www.town.hayashima.lg.jp/kurashitetsuzuki/bosai/1457354335749.html#a4>

里庄町：（洪水・土砂）

<http://www.town.satosho.okayama.jp/soshiki/2/1257.html>

矢掛町： （洪水・土砂）

<http://www.town.yakage.okayama.jp/life/bosai/bousai.html>

新庄村： （土砂）

<http://www.vill.shinjo.okayama.jp/assets/files/pdf/dosya.pdf>

鏡野町： （洪水・土砂）

<http://www.town.kagamino.lg.jp/?cat=8&f=top>

勝央町： （洪水・土砂）

http://www.town.shoo.lg.jp/mkpage/hyouzi_editor.php?sid=33

奈義町： （土砂）

http://www.town.nagi.okayama.jp/gyousei/kurashi/bousai_shou_bou/bousai/hazard_map.html

西栗倉村： （土砂）

<http://www.vill.nishiwakura.okayama.jp/wp/%e9%98%b2%e7%81%bd/>

久米南町： （土砂）

http://www.town.kumenan.okayama.jp/living/bousai_bouhan/bousai/hazardmap.html

美咲町： （土砂・洪水）

<https://www.town.misaki.okayama.jp/soshiki/jouhou/28.html>

吉備中央町： （土砂・洪水）

<https://www.town.kibichuo.lg.jp/soshiki/2/188.html>

※上記のインターネットURLは「ハザードマップ 岡山県」でも
検索できます

4 避難行動要支援者名簿について

（１）避難行動要支援者名簿の意義，記載内容について

平成 25 年 6 月の災害対策基本法の一部改正において，市町村長は，災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって，その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものの把握に努めるとともに，避難の支援，安否の確認，生

命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための名簿（避難行動要支援者名簿）作成が義務付けられた。

避難行動要支援者名簿に記載される事項（法第 49 条の 10 第 2 項）

- ㊦ 氏名
- ㊧ 生年月日
- ㊨ 性別
- ㊩ 住所又は居所
- ㊪ 電話番号その他の連絡先
- ㊫ 避難支援等を必要とする理由
- ㊬ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

（２）避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者名簿の作成が、市町村に義務付けられましたが、名簿掲載対象者の範囲は、市町村により微妙に異なっています。

（担当者において、各市町村の避難行動要支援者名簿登録制度をホームページ等で把握し、対象者・登録担当部署などを確認してください。）

（参考）

岡山市の避難行動要支援者

- (1)要介護認定 3 ～ 5 を受けている者
 - (2)身体障害者手帳 1 ・ 2 級（総合等級）の第 1 種を所持する身体障害者（心臓，じん臓機能障害のみで該当する場合は除く）
 - (3)療育手帳 A を所持する知的障害者
 - (4)精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持する者及び地域定着支援を利用している精神障害者
 - (5)障害福祉サービスの介護給付等を受けている難病患者
- 次の(6)及び(7)に該当する場合は、それぞれの手続きをとって名簿に記載する。
- (6)上記(1)から(5)までに該当しないが、避難支援等を要する状況にあり、

かつ自ら避難支援等を希望し、名簿への掲載を申請した者
(7)上記(1)から(5)までに該当しないが、避難支援等関係者から、本人又は親権者、法定代理人等の同意を得た上で、名簿への掲載申請があった者

倉敷市の避難行動要支援者（災害時要援護者）

施設や病院に長期入所・入院中の方は除きます。

- ・高齢者（65歳以上の方のみの世帯、65歳以上の方と児童のみの世帯）
- ・介護保険の要介護3以上の方
- ・身体障がいのある方（身体障がい者手帳1・2級）
- ・知的障がいのある方（療育手帳A又はAと同程度の手帳）
- ・精神障がいのある方（精神障がい者保健福祉手帳1・2級）
- ・難病患者（特定医療費（指定難病）受給者証又は特定疾患医療受給者証の交付を受けている方）

※その他、何らかのハンディキャップにより災害時に自ら避難することが困難な方についても、申し出があれば台帳に登録できます。

(3) 避難行動要支援者名簿の扱い

市町村が作成した避難行動要支援者名簿は、心身の機能の障害等に関する情報が含まれていますが、平常時より避難支援等の実施に必要な限度において警察・消防部局では利用できるとなっています。

これに加え、名簿情報の提供に対する本人同意があれば、平常時より警察、消防部局だけでなく民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対し提供され、災害発生時、名簿情報に基づき速やかに指定緊急避難場所等の安全な場所へ避難誘導されやすくなります。

担当者において、ご本人の類型やおかれた状態をもとに、頻発する災害に備え、災害時の避難に際し、様々な支援の意義をわかりやすく説明し、自己決定を踏まえた個人情報提供の同意（「避難行動要支援者名簿の情報提供に関する同意書」）を得るように努めましょう。

避難行動要支援者名簿登録における本人の同意

(法第 49 条の 11 第 2 項)

市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りでない。

災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法の運用について
(平成 25 年 6 月 21 日)

(第一災害対策基本法の一部改正関係Ⅳ災害予防 5 避難行動要支援者名簿 (3)名簿の利用及び提供 ②平常時における名簿情報の外部提供)

「なお、要支援者本人が未成年者、成年被後見人等であって、個人情報取り扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得ることにより、名簿情報の外部提供を行うこととして差し支えない。」

(4) 避難行動要支援者に該当しない程度の成年被後見人への支援

成年被後見人の中には、市町村の避難行動要支援者に該当しない程度の方も多い。しかし、それぞれ課題を抱えており、判断能力の低下等から後見人等による生活全般に亘る支援を受けています。

突発的に降りかかる災害時への対処は、困難を極めるものであり、特に在宅の成年被後見人にとって、判断を見失う可能性は大きい。

このため普段から災害を想定し、地域との関係づくりや安全な居住空間づくり、非常持ち出し用品等に配慮し、減災を目指します。

5 地域関係機関の問合せ先

(1) 民生委員 各市の民生委員を所管する部署

岡山市 保健福祉局保健福祉部福祉援護課福祉係

0 8 6 (8 0 3) 1 2 1 8

倉敷市 保健福祉局社会福祉部福祉援護課

0 8 6 (4 2 6) 3 3 2 1

総社市 福祉課福祉総務係

0 8 6 6 (9 2) 8 2 6 4

玉野市 福祉政策課保護係

0 8 6 3 (3 2) 5 5 5 5

(2) 自主防災組織 各市の自主防災組織を管轄する部署

岡山市 危機管理室 0 8 6 (8 0 3) 1 0 8 2

倉敷市 防災危機管理室 0 8 6 (4 2 6) 3 1 3 1

総社市 危機管理室 0 8 6 6 (9 2) 8 5 9 9

玉野市 危機管理課 0 8 6 3 (3 2) 5 5 6 0

(3) 消防団 各市の消防団を管轄する部署

岡山市 消防局消防総務部消防企画総務課消防団係

www.city.okayama.jp/shoubou/soumu/soumu_00127.html

0 8 6 (2 3 4) 9 9 7 3

倉敷市 倉敷消防署内 倉敷方面隊事務局(他に水島, 児島, 玉島)

0 8 6 (4 2 2) 0 1 1 9

総社市 総社市消防本部

0 8 6 6 (9 2) 8 3 4 2

玉野市 消防総務課 消防団係

0 8 6 3 (3 1) 5 7 1 1

以上

第2 地震

6 南海トラフ地震について

(1) 南海トラフ地震概要

南海トラフとは、四国沖から東海沖の海底約4000メートルにある深い溝（トラフ）のことです。ここは、2つのプレート（海側のフィリピン海プレートと陸側のユーラシアプレート）が衝突している場所で、非常に活発な地震発生帯となっています。これまでは東海地震、東南海地震、南海地震の3つの震源域に分けられていましたが、東日本大震災以後、3つの震源域を含めた広範囲の場所を震源とする巨大地震のモデルが検討され、新しい想定震源域を南海トラフ地震としました。

南海トラフ地震は、概ね100～150年間隔で発生しており、前回の南海トラフ地震（1944年の昭和東南海地震及び1946年の昭和南海地震）が発生してから70年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生 of 切迫性が高まっています。

岡山県内での、揺れの強さとして最大震度6強が想定されています。

（※気象庁の発表文より 2019年6月）

(2) 南海トラフ地震臨時情報

気象庁は、南海トラフで巨大地震が発生する可能性が、ふだんと比べて高まったと評価された場合に「南海トラフ地震臨時情報」を発表します。とるべき防災対応がわかりやすいよう「巨大地震警戒」や「巨大地震注意」などのキーワードを付けて発表します。

㊦ 発表 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生するなど、ふだんと異なる現象が観測された場合、調査を始めたことを示す「調査中」というキーワード付きの情報が発表されます。

㊦ 開催 評価検討会

その後、専門家で作る評価検討会が巨大地震と関連があるか

検討を行い、最短で約 2 時間後に結果を知らせる情報が発表されます。

㊦ 発表 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

「巨大地震警戒」というキーワード付きの情報です。

想定震源域の半分程度がずれ動くなど陸側のプレートと海側のプレートの境目でマグニチュード 8,0 以上の地震が起き、次の巨大地震に対して警戒が必要とされた場合に発表されます。

【半割れ】

国のガイドラインが示した防災対応は「地震が発生した時に津波からの避難が明らかに間に合わない地域の住民は事前に避難する」などです。

㊧ 発表 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

「巨大地震注意」というキーワード付きの情報です。

① プレートの境目でマグニチュード 7,0 以上 8,0 未満の地震が起きたり、想定震源域の周辺でマグニチュード 7,0 以上の地震が起きたりして、その後の巨大地震に注意が必要とされた場合に発表されます。この場合の防災対応は「日頃からの備えを再確認し、必要に応じて自主的に避難する」です。 【一部割れ】

② また、揺れを伴わずにプレートの境目がゆっくりとずれ動く「ゆっくりすべり」が通常とは異なる場所などで観測された場合も「巨大地震注意」の情報が発表されます。この場合の防災対応は「避難場所や家具の固定を確かめるなど、日頃からの備えを再確認する」です。 【ゆっくりすべり】

㊨ 発表 南海トラフ地震関連情報（調査終了）

（巨大地震警戒）（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

㊩ 発表 南海トラフ地震関連情報

これらの情報が発表された後の地震活動や地殻変動などの状況については、「南海トラフ地震関連解説情報」を

随時発表するとしています。

(3) 不確実性のある情報，ふだんの備えが重要

南海トラフ地震臨時情報は、あくまでも「ふだんと比べて、相対的に発生可能性が高まった」という不確実性のある情報です。

臨時情報が発表されないまま、いきなり巨大地震が発生する可能性もあります。また、臨時情報が発表されても地震が起きないという「空振り」も考えられるほか、情報に基づく防災対応期間（1～2週間）が終わった後で巨大地震に襲われることもありえます。

このため、国が示したガイドラインでは「臨時情報を活用して被害を軽減につなげることが重要だ」としつつも「ふだんから津波避難施設の整備や、建物の耐震化、家具の固定などの備えを進めることが欠かせない」としています。

（※NHK NEWS WEB 「南海トラフ巨大地震 臨時情報が出たときの行動は」 2019年5月更新文より）

7 南海トラフ地震に係る地域指定

平成26年3月28日に「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、岡山県内の10市4町が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されました。

全国で、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された市町村と南海トラフ地震防災対策特別強化地域に指定された市町村の一覧表は下記のURLで確認できます。（特別強化地域の市町村から、事前避難対象地域の市町村が指定されます。）

URL : http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/pdf/nankaitrough_shichouson.pdf

8 津波に対する避難検討の基本事項 ※

- (1) 南海トラフ地震の想定震源区域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生した場合、地震発生直後に、震源域から離れた地域を含めて南海トラフ沿いの全域の沿岸部に対して大津波警報または津波

警報が発表され、津波浸水想定区域内の住民等は避難行動を開始して
いる。

- (2) 以下の内容は、「巨大地震警戒対応」において、M8.0以上の地震発生直後に発表された大津波警報または津波警報が津波注意報に切り替わった後、避難継続が必要かどうかを検討するものである。後発地震発生に備えて、最初の地震に対する避難の後に、自宅に戻らずに、引き続き、避難を継続する必要があるか検討を要す。(避難継続の必要性の判断は、後発地震が実際に発生してからの避難で間に合うか否かの検討が基本である。)

- (3) 避難情報発表時の避難イメージ

㊦ 最初の地震で大津波警報等が発表され、避難勧告等の発令により、
浸水想定区域内の住民等は緊急避難場所へ避難する。

㊧ 緊急避難場所等へ避難した人のうち、事前避難対象地域内の住民等は、大津波警報等が津波警報に切り替わった後、後発地震に備えて避難所に移動する。

【参考】指定避難場所と指定緊急避難場所の区別

「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」平成29年3月内閣府
(防災担当)

・法49条の8は、「指定緊急避難場所」と「指定避難場所」は相互に兼ねて指定することを可能としているが、以下の区別に十分留意する必要がある。

○指定緊急避難場所： 居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所

○指定避難場所： 避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設

- (4) 津波に対し、避難対象者の特性に応じた避難検討

津波に対する避難は、避難者の移動速度等の特性を考慮して「健常者」、
「要配慮者」別に検討することが基本である。

なお、健常者と要配慮者の別と併せて、避難する時間帯について、避

難に要する時間が長くなる夜間を想定した安全側の検討や、昼間の避難と夜間の避難をそれぞれで検討するなど、必要に応じて地域で適切に検討する。

(※南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた 防災対応検討ガイドライン【第1版】令和元年5月(一部改定)内閣府(防災担当)より)

9 地震に伴う土砂災害に対する防災対応の考え方 ※

- (1) 地震に伴う土砂災害は、発生危険性の高い個所の特定が困難である。
- (2) 地震に伴う土砂災害の危険性がある住民に対しては、個々の状況に応じて、身の安全を守る等の防災対応の検討を促すことが望ましい。
- (3) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、施設管理者に対して、入居者の身の安全を守る等の防災対応の検討を促すことが望ましい。

【参考】土砂災害防止法の概要(国土交通省水管理・国土保全局砂防部HPより)

㉞ 土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

㉟ 土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

(※南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた 防災対応検討ガイドライン【第1版】令和元年5月(一部改定)内閣府(防災担当)より)

以上

第3 風水害・土砂災害

1.0 気象等の特別警報・警報・注意報などの防災気象情報について

気象警報・注意報は、過去の災害発生時の気象現象に基づいて、災害が起こるおそれがある気象現象（注意報級の現象）が予想されるときは「注意報」を、重大な災害が起こるおそれがある気象現象（警報級の現象）が予想されるときは「警報」を、さらに、数十年に一度という極めて稀で異常な気象現象（特別警報級の現象）で重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは「特別警報」を、市町村単位で発表して注意や警戒を呼びかけます。

大雨特別警報は、避難勧告や避難指示（緊急）に相当する気象状況の次元をはるかに超えるような現象をターゲットに発表するものです。そのため、特別警報が発表される前に、警報や危険度分布等の防災気象情報や自治体の避難情報を活用して適切な避難行動をとっていただくことが重要です。

【特別警報・警報・注意報の種類】

特別警報	大雨，暴風，暴風雪，大雪，波浪，高潮
警 報	大雨，洪水，暴風，暴風雪，大雪，波浪，高潮
注意報	大雨，洪水，強風，風雪，大雪，波浪，高潮，雷，融雪，濃霧，乾燥，なだれ，低温，霜，着氷，着雪

1.1 大雨による主な災害

外水（がいすい）氾濫	河川の流量が異常に増加することによって起こり、堤防の決壊や河川の水が氾濫する。水位が高くなると決壊の危険性が上がる。
内水（ないすい）氾濫	河川の増水や高潮によって排水が阻まれたり、排水が追いつかず用水溝や下水溝などがあふれる。
土砂災害	がけ崩れ，土石流，地すべり
浸水	下水道等で排水しきれないほどの大雨が短時間で降

	ったことが原因で，河川の氾濫とは関わりなく発生する下水道等の氾濫。
--	-----------------------------------

1 2 雨の量と想定される被害

1 時間雨量（ミリ）	予報用語	想定される被害
10 以上～20 未満	やや強い雨	ザーザーと降る。雨の音で話声が聞き取れない。
20 以上～30 未満	強い雨	土砂降り。下水や小川が溢れ，小さながけ崩れが発生。
30 以上～50 未満	激しい雨	バケツをひっくり返したような雨。がけ崩れが起こりやすい。
50 以上～80 未満	非常に激しい雨	滝のように降り，地下に水が流れ込む。土石流が起こりやすい。
80 以上～	猛烈な雨	大規模な災害が発生する恐れが強い。厳重な警戒が必要。

1 3 風の強さと想定される被害

平均風速（m/s）	予報用語	想定される被害
10 以上～15 未満	やや強い風	風に向かって歩きにくく，取付不完全な看板やトタン板が飛ぶ。
15 以上～20 未満	強い風	風に向かって歩けない。高速道路で通常速度での運転が困難。
20 以上～25 未満	非常に強い風	何かにつかまらなると転倒する。飛来物でガラスが割れる。
25 以上～30 未満	暴風	立ってられない。車の運転は危険。ブロック塀が壊れる。
30 以上～	猛烈な風	屋根が飛ばされる。木造住宅の全壊が始まる。

1 4 高潮による災害

高潮は、台風や発達した低気圧などに伴い、気圧が下がり、海面が吸い上げられる効果と強風により海水が海岸に吹き寄せられる効果のために、海面が異常に上昇する現象です。台風や発達した低気圧の接近・上陸に伴って短時間のうちに急激に潮位が上昇し、海水が海岸堤防等を越えると一気に浸水します。また、高潮で潮位が高くなっている時に高波が重なると、さらに浸水の被害が拡大することがあります。台風や発達した低気圧が接近すると、暴風、激しい雨、猛吹雪、波しぶきで避難場所へ移動することが困難になりますので、高潮警報・注意報や気象情報等に記載された予想最高潮位とともに暴風警報や暴風雪警報なども合わせて確認し、安全に行動できるうちに避難することが大切です。

第 4 災害対応チェックシート

別添

以上